

伊丹市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市介護保険条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和3年2月19日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理由

介護保険の保険料率の区分を見直すとともに、低所得者に対する介護保険料の軽減措置及び市町村特別給付を継続するほか、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）による介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正に伴うため。

伊丹市介護保険条例の一部を改正する条例（令和３年伊丹市条例第 号）

伊丹市介護保険条例（平成１２年伊丹市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第５条中「平成３０年度から平成３２年度」を「令和３年度から令和５年度」に改め，同条第５号ア中「第３５条の２第１項」の右に「，第３５条の３第１項」を，「得た額」の右に「とし，当該合計所得金額が０を下回る場合には，０」を加え，同条第６号ア中「２００万円」を「２１０万円」に改め，同条第７号ア中「３００万円」を「３２０万円」に改める。

付則第７条の見出し及び同条第１項中「令和２年度」を「令和３年度から令和５年度までの各年度」に改め，同条第２項及び第３項中「令和２年度の」を「令和３年度から令和５年度までの各年度における」に改める。

付則第８条中「平成３３年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改め，同条を付則第９条とし，付則第７条の次に次の１条を加える。

（令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率の算定に関する基準の特例）

第８条 第１号被保険者のうち，令和２年の合計所得金額に所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得又は同法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和３年度における保険料率の算定についての第５条（第５号ア，第６号ア，第７号ア，第８号ア，第９号ア及び第１０号アに係る部分に限る。）の規定の適用については，同条第５号ア中「租税特別措置法」とあるのは，「所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得及び同法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については，同法第２８条第２項の規定によって計算した金額及び同法第３５条第２項第１号の規定によって計算した金額の合計額から

- 1 0万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には，0とする。）によるものとし，租税特別措置法」とする。
- 2 前項の規定は，令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において，同項中「令和2年」とあるのは，「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は，令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において，同項中「令和2年」とあるのは，「令和4年」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和3年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の伊丹市介護保険条例第5条の規定は，令和3年度以後の年度分の保険料率について適用し，令和2年度分までの保険料率については，なお従前の例による。